

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
 条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成について公費負担することができる限度額が引き上げられたことに伴い、甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用ビラ作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正します。 【第8条関係】

区 分	改定単価	現行単価
1枚当たり作成費	8円38銭	7円73銭

(2) 選挙運動用ポスター作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正します。 【第12条関係】

区分		改定単価	現行単価
1枚当たり 印刷費	ア ポスター掲示場数が500以下の場合	586円88銭	541円31銭
	イ ポスター掲示場数が500を超える場合	30円73銭	28円35銭
企画費		316,250円	316,250円

ア ポスター掲示場数が500以下の場合の計算式（1円未満の端数は、1円とする。）

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

イ ポスター掲示場数が500を超える場合の計算式（1円未満の端数は、1円とする。）

$$\frac{30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{掲示場数} - 500) + 609,690 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※609,690円 = 586円88銭 × ポスター掲示場数 500 + 企画費 316,250円

○甲賀市の場合の計算式（ポスター掲示場の数 477 枚）

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{掲示場数 (477)} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (477)}} \quad \text{作成単価の限度額} \\ = 1,250 \text{ 円}$$

(3) この条例は、公布の日から施行します。

3 その他

当該条項の改正により、立候補者一人あたりの公費負担限度額が 24,065 円の増となります。